

保安規定 第3条 品質マネジメントシステム計画 各社記載内容比較表（関西／九州、四国、北海道、原電）

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）
記載の考え方				1. 設置許可本文十一号に品質管理基準規則解釈の内、要求事項等を記載 2. 保安活動に必要な事項（文書名称、責任者の職位）、保安規定審査基準要求を明確化	1. 設置許可本文十一号に品質管理基準規則解釈の内、要求事項等を記載 2. 保安活動に必要な事項（文書名称、責任者の職位）、保安規定審査基準の要求を明確化 3. 社内規程の使用用語との紐付け・読み替えを実施 4. 本条内の関連箇条の紐付記載を実施	1. 設置許可本文十一号に品質管理基準規則解釈の内、要求事項等を記載 2. 保安活動に必要な事項（文書名称、責任者の職位）、保安規定審査基準の要求を明確化 3. 社内規程の使用用語との紐付け・読み替えを実施 4. 本条内の関連箇条の紐付記載を実施	1. 設置許可本文十一号に品質管理基準規則解釈の内、要求事項等を記載 2. 保安活動に必要な事項（文書名称、責任者の職位）、保安規定審査基準の要求を明確化
1. 第一章 総則	第1章総則	第2章 品質保証	第2章 品質保証	第2章 品質マネジメントシステム	第2章 品質保証	第2章 品質保証	第2章 品質保証
2.		(品質マネジメントシステム計画)	(品質マネジメントシステム計画)				
3.		第3条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第3条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第203条 第202条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第203条 第202条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。
4. (目的)	第1条（目的）	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的
5. 第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。	1 第1条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第2条第7項に規定する原子力施設をいう。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」（以下、「品管規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置（変更）許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈」（以下「品管規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行うこととする。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」（以下「品管規則」という。）ならびに伊方発電所原子炉設置変更許可申請書本文第11号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。
6. (適用範囲)		2. 懶用範囲	2. 懶用範囲	2. 懶用範囲	2. 懶用範囲	2. 懶用範囲	2. 懶用範囲
7. 第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設（使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）について適用する。		本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。	品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。				本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。
8. (定義)	第2条（定義）	3. 定義	3. 定義	3. 定義	3. 定義	3. 定義	3. 定義
9. 第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。						
10. 2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ							

関西との差をマーキングにて識別する。色の差の意は以下のとおり。

黄塗り：表現（条項番号を除く。）や組織、文書名称等の各事業者固有の表現による差
灰塗り：関西の第3条において、品管規則解釈のうち例示や解説となる箇所（「～をいう」、「例えば～」等）（九州等には記載がない箇所）

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）
11.	る。						
11.	一 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。						
12.	二 「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。						
13.	三 「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。						
14.	四 「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。 3 第2項第4号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。					
15.	五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第2項第5号に規定する「要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。					
16.	六 「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。					
17.	七 「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう（第53条第1項において同じ。）。					
18.	八 「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。						
19.	九 「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。						
20.		本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下	品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）	
			に定めるものの他品管規則に従う。	げるものを除き品管規則に従う。 (1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。 (2) 原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。 (3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。 (4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。 (5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。 (6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。 (7) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。 (8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。 (9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。 (10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。 (11) 監査部門：第4条「保安に関する組織」に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。 (12) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。 (13) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。 (14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。	に定めるものの他品管規則に従う。	に定めるものの他品質管理基準規則に従う。また、次に定める用語は、本品質マネジメントシステム計画およびその他の全ての章において適用する。 (1) 組織 第204条（保安に関する組織）に定める組織をいう。 (2) 実施部門 組織のうち、原子炉施設に係る業務を実施する監査部門以外の組織をいう。 (3) 監査部門 内部監査を行う組織として実施部門から独立した部門をいう。	を除き品管規則に従う。	
21.			(1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	(15) 原子炉施設：原子炉等規制法第43条の3の5に規定する発電用原子炉施設をいう。	(1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	(1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	(4) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	
22.			(2) ニューアシア 原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の	(16) ニューアシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ること	(2) ニューアシア 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の	(2) ニューアシア 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の	(5) ニューアシア 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ること	

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
			未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設設備情報公開ライブラリー)のことをいう。	を目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設設備情報公開ライブラリー)のことをいう。	未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設設備情報公開ライブラリー)のことをいう。	未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設設備情報公開ライブラリー)のことをいう。	することを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう(原子力施設設備情報公開ライブラリー)。
23.			(3) PWR事業者連絡会 国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーとの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう(以下、本条および第120条において同じ)。		(3) PWR事業者連絡会 国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーとの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう。(以下、本条および第119条において同じ)。	(3) PWR事業者連絡会 国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーとの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう。	(6) PWR事業者連絡会 国内PWR(加圧水型軽水炉)の安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう(以下、本条及び第328条(施設管理計画)において同じ)。
24.	第二章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム
25.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第4条(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項
26.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならぬ。	1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならぬ」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(1) 原子力部門(第4条 図4に示す組織すべてをいう。以下、本規定において同じ。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するとともに、その改善を継続的に行う(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう)。	(1) 組織 (第4条に定める組織をいう。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	(1) 組織 (第4条に定める組織をいう。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	(1) 組織 (第4条に定める組織をいう。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	(1) 組織 は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう)。
27.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(2) 原子力部門は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a)、b)およびc)に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをい。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下、「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表3-2の4.1項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。	(2) 組織 は、発電用軽水型原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a), b)およびc)に掲げる事項を参考として「修理基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 組織 は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a), b)およびc)に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをい。)を考慮して品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、 社内規定を定め 、グレード分けを行う。	(2) 組織 は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「泊発電所品質に係る重要度分類」を定め、グレード分けを行う。	(2) 組織 は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a), b)およびc)に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをい。)に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、「原子力発電施設の重要度分類基準要項」を定め、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。
28.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		a) 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度	a. 原子炉施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度	a) 原子炉施設、組織、または原子炉施設の安全機能に係る機器、構造物およびシステ	a. 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度	a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）
29.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	b) 原子炉施設若しくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）	b. 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	b) 原子炉施設若しくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）	b. 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）
30.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起りこり得る影響	5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起りこり得る影響	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起りこり得る影響	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起りこり得る影響	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起りこり得る影響	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象（設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起りこり得る影響
31.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。		(3) 原子力部門は、原子炉施設に適用される関係法令（以下、「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下、「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3) 保安に関する組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。（7.2.1 参照）	(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。
32.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならぬ。		(4) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。
33.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		a) プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を4.2.1.b)、c)およびd)に示す文書で明確にする。	a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示す品質マネジメント文書に明確に定める。	a) プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。	a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を、表3-1の社内規程において明確にする。	a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を、表203-1(2)及び(3)に示す二次文書で明確にする。
34.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1に示す。	b) プロセスの順序および相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確に定める。	b. プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1に示す。	b. プロセスの順序および相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1に示す。	b. プロセスの順序および相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図203-1に示す。	b) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図203-1に示す。
35.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）、第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	c) プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な保安に関する組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係る安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	c) プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標（PI）といふ。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	c) プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標（PI）といふ。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標（PI）といふ。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）
			ものを除く。)を含む。	物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	るものを除く。)を含む。	に係るものを除く。)を含む。	
36.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。		d) プロセスの運用ならびに監視および測定（以下、「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。	d. プロセスの運用ならびに監視および測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。	d) プロセスの運用ならびに監視および測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。	d. プロセスの運用ならびに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。	d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。
37.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e) プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e) プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難な場合は、この限りでない。
38.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を得、および実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f) プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。	f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。	f) プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。	f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。	f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。
39.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。		g) プロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g) プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものにする。
40.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようとする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようとする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようとする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようとする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようとする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようとする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
41.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。	10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を通じて、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。	(5) 原子力部門は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を通じて、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。	(5) 保安に関する組織は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持し、次のような状態となることをを目指す。	(5) 組織は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指すことににより、健全な安全文化を育成し、および維持する。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。
42.		・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	a) 原子力の安全および安全文化の理解が原子力部門全体で共通のものとなっている。	a. 原子力の安全及び安全文化の理解が保安に関する組織全体で共通のものとなっている。	a) 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
43.		・風通しの良い組織文化が形成されている。	b) 風通しの良い組織文化が形成されている。	b. 風通しの良い組織文化が形成されている。	b) 風通しの良い組織文化が形成されている。	b. 風通しの良い組織文化が形成されている。	b) 風通しの良い組織文化が形成されている。
44.		・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。	c) 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。	c. 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。	c) 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。	c. 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。	c) 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
45.		・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
46.		・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	e) 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	e) 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
47.		・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
48.		・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。	g) 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を原子力部門全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。	g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。	g) 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。	g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。	g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）	
49.		・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを行っている。	h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要な情報の伝達を行っている。	h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	
50.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。		(6) 原子力部門は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 保安に関する組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、 7.4に従つて 当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	
51.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。		(7) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	
52.	（品質マネジメントシステムの文書化）		4. 2 品質マネジメントシステムの文書化	4. 2 品質マネジメントシステムの文書化	4. 2 品質マネジメントシステムの文書化	4. 2 品質マネジメントシステムの文書化	4. 2 品質マネジメントシステムの文書化	
53.			4. 2. 1 一般	4.2.1 一般	4. 2. 1 一般	4. 2. 1 一般	4. 2. 1 一般	
54.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。	保安に関する組織は、4.1(1)に従い品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、記録は適正 [※] に作成する。	組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書体系を図2、社内規定一覧および保安規定各条文との関連を表1に示す。	組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 また、これらの文書体系を図3-2に、社内規程（一次文書および二次文書）と保安規定の対照条文を表3-1に、本品質マネジメントシステム計画と社内規程の対照を表3-2に示す。また、記録は適正に作成 [※] する。 なお、品質保証活動を行う上で必要とされる、表3-1以外の文書の保安規定上の位置付けは、表3-1の社内規程で明確にする。	組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書体系図を図203-2に示す。	
55.	一 品質方針及び品質目標		a) 品質方針および品質目標	(1) 品質方針及び品質目標	a) 品質方針および品質目標	(1) 品質方針および品質目標	(1) 品質方針 ^{及び} 品質目標	
56.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）		b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」	(2) 「品質マニュアル（要則）」及び「品質マニュアル（基準）」	b) 本品質マネジメントシステム計画	(2) 品質マニュアル	(2) 品質マニュアル 表203-1(1)に示す「品質保証規程」	
57.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、原子力部門が必要と決定した表3-2に示す社内標準	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために必要な文書（規定文書、業務要領、手順書、調達文書、法令等） これらの文書のうち、規定文書について文書名と担当箇所を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示すとともに、別表1「品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表」に品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書の対応を示す。 また、規定文書と保安規定との関連を別表2「規定文書と保安規定の関連表」に示す。 なお、別図1以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、これらを遵守するために、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」で保安規定との位置づけを明確にする。	d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表203-1(3)に示す二次文書
58.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書」		c) 品管規則の要求事項に基づき作成する表3-1に示す	(4) 第131条表131-3に示す、品管規則に規定する手順書、指示	c) 品管規則の要求事項に基づき作成する社内規定	(4) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指	(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する表203-1(2)に示す	

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
	等」という。)		社内標準、および、品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下、「手順書等」という。)	書、図面等(以下「手順書等」という。)	手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	示書、図面等(以下、「手順書等」という。) a. 表3-1に示す社内規程のうち二次文書 b. 表3-1に示す社内規程において、作成することを定めた記録を含む文書 c. 表131-3に示す記録(4.2.4参照)	示す二次文書
59.				※:適正とは、不正行為がなされていないことをいう。		※:「適正に作成」とは、不正行為を行わずに作成することをいう。	
60. (品質マニュアル)	4. 2. 2 品質マニュアル	4. 2. 2 品質マニュアル	(1) 保安に関する組織は、次に掲げる品質マニュアルを作成し、維持する。 a. 品質マニュアル(要則) 品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含むものとして、社長が定める。	b. 品質マニュアル(基準) 「品質マニュアル(要則)」に基づき、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、原子力発電所長が発電所組織を対象にそれぞれ定める。	(1) 組織は、次の品質マニュアルを定め、維持する。 a. 本品質マネジメントシステム計画(社長制定) b. 「原子力総合品質保証規程」(社長制定)	c. 「原子力品質保証計画書」(原子力安全・品質保証部長制定) d. 「泊発電所品質保証計画書」(所長制定)	4. 2. 2 品質マニュアル
61.							4. 2. 2 品質マニュアル
62.							
63.							
64. 第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		原子力部門は、品質マニュアルである「原子力発電の安全に係る品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。	(2) 保安に関する組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	組織は、品質マニュアルである「品質マネジメントシステム計画」に次に掲げる事項を定める。	(2) 組織は、品質マニュアルに、次に掲げる事項を含める。	組織は、品質マニュアルとして、「品質保証規程」を作成し、維持する。品質マニュアルに、次に掲げる事項を定める。	
65. 一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	
66. 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		b. 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項	b. 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項	b. 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項	b. 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項	(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	
67. 三 品質マネジメントシステムの適用範囲		c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲	
68. 四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参考情報		d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参考情報	d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参考情報	d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参考情報	d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参考情報	(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参考情報	
69. 五 プロセスの相互の関係		e. プロセスの相互の関係(図3-1参照)	e. プロセスの相互の関係	e. プロセスの相互の関係は、図1のとおりとする。	e. プロセスの相互の関係は、図1のとおりとする。	(5) プロセスの相互の関係(図2-3-1参照)	
70. (文書の管理)	第7条(文書の管理)	4. 2. 3 文書の管理	4. 2. 3 文書の管理	4. 2. 3 文書の管理	4. 2. 3 文書の管理	4. 2. 3 文書の管理	4. 2. 3 文書の管理
71. 第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。	(1) 原子力部門は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。	(1) 保安に関する組織は、品質マネジメント文書を、次の事項を含め管理する。	(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。	(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。	(1) 組織は、品質マネジメント文書を次の事項を含め管理する。	(1) 組織は、品質マネジメント文書を次の事項を含め管理する。
72.	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止	a. 原子力部門として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止	a. 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止	a. 組織として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止	a. 組織として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止	a. 組織として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止	a. 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止
73.	・文書の組織外への流出等の防止	b. 文書の組織外への流出等の防止	b. 文書の組織外への流出等の防止	b. 文書の組織外への流出等の防止	b. 文書の組織外への流出等の防止	b. 文書の組織外への流出等の防止	b. 文書の組織外への流出等の防止
74.	・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	c. 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	c. 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	c. 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持
75. 2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用する」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）、品質マ	(2) 原子力部門は、要員が判断および決定をするにあたり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。) よう、品	(2) 保安に関する組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)、品質マネジメン	(2) 組織は、要員が判断および決定をするにあたり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)、品質マネジメン	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするにあたり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)、品質マネジメント	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするにあたり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)、品質マネジメント	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするにあたり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)、品質マネジメント

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）
			ネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1の4、2、3項に係る社内標準を作成する。	質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を規定した「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。	ト文書に関する次に掲げる事項を定めた社内規定を作成する。	メント文書に関する次に掲げる事項を定めた「原子力文書管理制度マニュアル」、「泊発電所文書管理要領」および「原子力監査マニュアル」を作成する。	文書に関する次に掲げる事項を「文書取扱要項」に定め、実施する。
76.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a) 品質マネジメント文書を発行するにあたり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性をレビューし、発行を承認すること。	a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	
77.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。	b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂にあたり、その妥当性を審査し、改訂を承認する(a)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)こと。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。	b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、a)と同様にその妥当性を審査し、改訂を承認すること。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性をレビューし、改訂を承認する。(a)と同様に改訂の妥当性をレビューし、承認することをいう。)	b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認することをいう。)
78.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	c) 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門(第4条に規定する組織の最小単位をいう。)の要員を参画させること。	c. 4.2.3(2)a、bに基づく審査及び4.2.3(2)bの評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門(第4条に示す保安に関する組織を構成する組織の最小単位をいう。以下、同じ。)の要員を参画させる。	c) 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	c. 品質マネジメント文書のレビューおよび評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門(第4条(保安に関する組織)に規定する組織の最小単位をいう。)の要員を参画させる。	c) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること
79.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できること。		d) 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できること。	d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できること。	d) 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できること。	d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できること。	d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できること。
80.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
81.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようになること。		f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようになること。	f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようになること。	f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようになること。	f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようになること。	f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようになること。
82.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		g) 原子力部門の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。
83.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。
84.	(記録の管理)		4. 2. 4 記録の管理	4.2.4 記録の管理	4. 2. 4 記録の管理	4. 2. 4 記録の管理	4. 2. 4 記録の管理
85.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるようになりますし、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。	(1) 原子力部門は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるようになりますし、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1) 保有に関する組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録(表132-4 参照)を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるようになりますし、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録(表132-4 参照)を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるようになりますし、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるようになりますし、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるようになりますし、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるようになりますし、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。
86.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索、および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた、表3-1の4、2、4項に係る社内標準を作成する。	(2) 保有に関する組織は、4.2.4(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を規定した「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。	(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた、社内規定を作成する。	(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「原子力品管記録管理マニュアル」、「泊発電所記録管理要領」および「原子力監査マニュアル」を作成する。	(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「品管記録管理要項」に定め、実施する。

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
87.	第三章 経営責任者等の責任	第3章 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任
88.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	第9条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ				
89.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施するとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施するとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施するとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施するとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施するとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施するとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。
90.	一 品質方針を定めること。		a) 品質方針を定めること。	(1) 品質方針を定める。	a) 品質方針を定めること。	(1) 品質方針を定める。	a) 品質方針を定めること
91.	二 品質目標が定められているようによること。		b) 品質目標が定められているようによること。	(2) 品質目標が定められているようによること。	b) 品質目標が定められているようによること。	(2) 品質目標が定められているようによること。	b) 品質目標が定められているようによること
92.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	1 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようによること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようによること(要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう)。	(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようによること。	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようによること。	(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようによること(要員が健全な安全文化を育成し、及び維持する取組に参画できる環境を整えていることをいいう)。	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようによること(要員が健全な安全文化を育成し、及び維持する取組みに参画できる環境を整えていることをいいう)。
93.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		d) 5. 6. 1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。	(4) 5. 6. 1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d) 5. 6. 1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。	(4) 5. 6. 1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d) 5. 6. 1 に規定するマネジメントレビューを実施すること
94.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		e) 資源が利用できる体制を確保すること。	(5) 資源が利用できる体制を確保すること。	e) 資源が利用できる体制を確保すること。	(5) 資源が利用できる体制を確保すること。	e) 資源が利用できる体制を確保すること
95.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること
96.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。		g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。	(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識せすること。	g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識せること。	(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識せること。	g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識せること
97.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようによること。		h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようによること。	(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようによること。	h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようによること。	(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようによること。	h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようによること
98.	(原子力の安全の確保の重視)	第10条(原子力の安全の確保の重視)	5. 2 原子力の安全の確保の重視				
99.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、原子力部門の意思決定にあたり、機器等及び個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。(7.2.1および8.2.1参照)	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。
100.	(品質方針)	第11条(品質方針)	5. 3 品質方針				
101.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。(を含む。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの)を含む。この場合において、技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。(を含む。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの)を含む。この場合において、技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。(を含む。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの)を含む。この場合において、技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。(を含む。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの)を含む。この場合において、技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。(を含む。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの)を含む。この場合において、技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。(を含む。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。
102.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものである」とは、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	a) 原子力部門の目的および状況に対して適切なものである(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む)。	(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものである(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)。	a) 組織の目的および状況に対して適切なものである(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)。	(1) 組織の目的および状況に対して適切なものである(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)。	a) 組織の目的及び状況に対して適切なものである(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)
103.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性		b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効	(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効	b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効	(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効	b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）
	の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	性の維持に社長が責任を持つて関与すること。	実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
104	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		c) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。	(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものである。	c) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものである。	(3) 品質目標を定め、レビューするにあたっての枠組みを与える。	c) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものである。
105	四 要員に周知され、理解されていること。		d) 要員に周知され、理解されている。	(4) 要員に周知され、理解されている。	d) 要員に周知され、理解されている。	(4) 要員に周知され、理解されている。	d) 要員に周知され、理解されている。
106	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。
107		第12条（品質目標）	5. 4 計画	5.4 計画	5. 4 計画	5.4 計画	5.4 計画
108	（品質目標）	第12条（品質目標）	5. 4. 1 品質目標	5.4.1 品質目標	5. 4. 1 品質目標	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標
109	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。	1 第1項に規定する「品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようになる。	(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようになる。	(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようになる。	(1) 社長は、組織において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようになる。組織は、「品質目標及び品質保証計画管理要項」に定め、実施する。
110		・実施事項	a. 実施事項	a. 実施事項	a. 実施事項	a. 実施項目	a) 実施事項
111		・必要な資源	b. 必要な資源	b. 必要な資源	b. 必要な資源	b) 必要な資源	b) 必要な資源
112		・責任者	c. 責任者	c. 責任者	c. 責任者	c) 責任者	c) 責任者
113		・実施事項の完了時期	d. 実施事項の完了時期	d. 実施事項の完了時期	d. 実施事項の完了時期	d. 実施事項の完了時期	d) 実施事項の完了時期
114		・結果の評価方法	e. 結果の評価方法	e. 結果の評価方法	e. 結果の評価方法	e. 結果の評価方法	e) 結果の評価方法
115	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにならなければならない。	2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。					
116			(3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表3-2の5. 4. 4項に係る社内標準を確立する。				
117	（品質マネジメントシステムの計画）	第13条（品質マネジメントシステムの計画）	5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画
118	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにならなければならない。		(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4. 1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。
119	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。
120	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む（第23条第3項第1号において同じ。）。	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果。この、起こり得る結果には、組織の活動として実施する次の事項を含む。	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、ならびに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、ならびに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）
121		・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価		(a) 当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価			
122		・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置		(b) 当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置			
123	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持	
124	三 資源の利用可能性	c) 資源の利用可能性	c. 資源の利用可能性	c) 資源の利用可能性	c. 資源の利用可能性	c) 資源の利用可能性	
125	四 責任及び権限の割当て	d) 責任および権限の割当て	d. 責任及び権限の割当て	d) 責任および権限の割当て	d) 責任および権限の割当て	d) 責任および権限の割当て	
126		5. 5 責任、権限およびコミュニケーション	5. 5 責任、権限及び情報の伝達	5. 5 責任、権限およびコミュニケーション	5. 5 責任、権限およびコミュニケーション	5. 5 責任、権限およびコミュニケーション	5. 5 責任・権限及びコミュニケーション
127	（責任及び権限）	第14条（責任及び権限）	5. 5. 1 責任および権限	5. 5. 1 責任及び権限	5. 5. 1 責任および権限	5. 5. 1 責任および権限	5. 5. 1 責任及び権限
128	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。	1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、第5条、第10条および第10条の2に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限を第5条、第9条及び第9条の2に定める。また、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	社長は、部門及び要員の責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限を第5条、第9条及び第9条の2に定める。また、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	社長は、全社規程である「組織規程」を踏まえて、第5条、第9条および第9条の2に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限を第5条、第9条及び第9条の2に定める。また、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	社長は、当社の経営活動に必要な組織およびその管理に関する基本的事項を定めた「組織管理規程」を踏まえ、第5条（保安に関する職務等）及び第209条（原子炉主任技術者の職務等）並びに第209条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	社長は、組織権限規程を踏まえ第205条（保安に関する職務）及び第209条（原子炉主任技術者の職務等）並びに第209条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。
129	（品質マネジメントシステム管理責任者）		5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者	5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者	5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者	5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者	5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者
130			(1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門（経営監査室を除く。）の品質マネジメントシステム管理責任者として、経営監査室長を経営監査室の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。	(1) 社長は、原子力発電本部長を本店組織及び発電所組織の品質マネジメントシステム管理責任者、原子力監査室長を監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。	(1) 社長は、原子力本部長を品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者に、考査室原子力監査担当部長を内部監査の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。	(1) 社長は、安全室を担当する取締役及び考査・品質監査室長を品質マネジメントシステム管理責任者に任命する。	(1) 社長は、安全室を担当する取締役及び考査・品質監査室長を品質マネジメントシステム管理責任者に任命する。
131	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えるなければならない。		(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。	(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者（以下、「管理責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。	(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。
132	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
133	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		b) 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。	b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。	b) 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。	b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。
134	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		c) 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c) 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
135	四 関係法令を遵守すること。		d) 関係法令を遵守すること。	d. 関係法令を遵守すること。	d) 関係法令を遵守すること。	d. 関係法令を遵守すること。	d. 関係法令を遵守すること。
136	（管理者）	第16条（管理者）	5. 5. 3 管理者	5. 5. 3 管理者	5. 5. 3 管理者	5. 5. 3 管理者	5. 5. 3 管理者
137	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えるなければならない。	1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができ。この場合において、当該	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（品質マニュアルにおいて、管理者として責任及び権限を付与されている者を以下、「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えるようになる。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（品質マニュアルにおいて、管理者として責任及び権限を付与されている者を以下、「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えるようになる。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（品質マニュアルにおいて、管理者として責任及び権限を付与されている者を以下、「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えるようになる。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下、「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えるようになる。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（品質マニュアルにおいて、管理者として責任及び権限を付与されている者を以下、「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
		責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。		なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。		業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。
138	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
139	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようすること。		b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようになること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようになること。	b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようになること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようになること。	b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようになること。
140	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
141	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d) 健全な安全文化を育成し、および維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d) 健全な安全文化を育成し、および維持すること。	d) 健全な安全文化を育成し、および維持すること。	d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
142	五 関係法令を遵守すること。		e) 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。	e) 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。	e) 関係法令を遵守すること。
143	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。	(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	(2) 管理者は、5.5.3(1)で与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
144	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。		a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
145	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。		b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
146	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。		c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
147	四 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。		d) 常に問い合わせる姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d. 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d) 常に問い合わせる姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d) 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d) 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
148	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。		e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
149	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものと含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう（第18条において同じ。）。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものと含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう（第18条において同じ。））で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものと含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものと含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものと含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものと含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。
150	(組織の内部の情報の伝達)	第17条(組織の内部の情報の伝達)	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達
151	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの実効性に	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要	(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に關する情	社長は、次の委員会の設置を含め、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に關する情	(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組み（次の委員会の設置を含む。）が確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に關する情	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に關する情	社長は、「品質保証規程」に基づき組織内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミ

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
	に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。	となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。 2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。	報が確実に伝達されるようにする。 (2) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-2の5.5.4項に係る社内標準を確立する。	する情報が確実に伝達されるようとする。 (1) 原子力発電安全委員会 (2) 川内原子力発電所安全運営委員会 (3) 原子力品質保証委員会 (4) 川内原子力発電所品質保証委員会	実際に伝達されることを次の活動により確実にする。 a) 会議(原子力発電所品質保証委員会、原子力発電安全委員会、伊方発電所安全運営委員会等) b) 文書(電磁的記録媒体を含む。)による周知、指示および報告	に関する情報が確実に伝達されるようにする。 (1) 管理責任者(原子力事業統括部長)を委員長とする原子力安全・品質委員会 (2) 原子力部長を委員長とする原子力発電安全委員会 (3) 所長を委員長とする泊発電所安全運営委員会	ユニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。とともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。
152		5. 6 マネジメントレビュー	5. 6 マネジメントレビュー	5. 6 マネジメントレビュー	5. 6 マネジメントレビュー	5. 6 マネジメントレビュー	5. 6 マネジメントレビュー
153	(マネジメントレビュー)	5. 6. 1 一般	5. 6. 1 一般	5. 6. 1 一般	5. 6. 1 一般	5. 6. 1 一般	5. 6. 1 一般
154	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	(第16条再掲) 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下、「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、「マネジメントレビュー要項」に基づき、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、「マネジメントレビュー要項」に基づき、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。
155	(マネジメントレビューに用いる情報)	第19条(マネジメントレビューに用いる情報)	5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報	5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報	5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報	5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報	5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報
156	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	保安に関する組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	品質マネジメントシステム管理責任者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。
157	一 内部監査の結果		a) 内部監査の結果	(1) 内部監査の結果	a) 内部監査の結果	(1) 内部監査の結果	a) 内部監査の結果
158	二 組織の外部の者の意見	1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	b) 原子力部門が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。原子力部門の外部の者の意見	(2) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)	b) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)	(2) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)	b) 組織が外部の組織又は者から監査、評価等を受ける外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見
159	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	c) プロセスの運用状況(JIS Q9001の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	(3) プロセスの運用状況	c) プロセスの運用状況	(3) プロセスの運用状況	c) プロセスの運用状況(JIS Q9001の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合の状況」及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)
160	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等	d) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下、「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下、「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	d) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下、「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下、「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下、「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
果	のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう（第48条において同じ。）。	ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力部門が使用する前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。					ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。
161	五 品質目標の達成状況	e) 品質目標の達成状況	(5) 品質目標の達成状況	e) 品質目標の達成状況	(5) 品質目標の達成状況	e) 品質目標の達成状況	
162	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	f) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）	(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）	f) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）	(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）	e) 品質目標の達成状況
163	七 関係法令の遵守状況	g) 関係法令の遵守状況	(7) 関係法令の遵守状況	g) 関係法令の遵守状況	(7) 関係法令の遵守状況	g) 関係法令の遵守状況	
164	八 不適合並びに正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h) 不適合ならびに正処置及び未然防止処置の状況（原子力部門の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）	(8) 不適合並びに正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）	h) 不適合ならびに正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）	(8) 不適合ならびに正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）	h) 不適合並びに正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
165	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	
166	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	
167	十一 部門又は要員からの改善のための提案	k) 部門または要員からの改善のための提案	(11) 部門又は要員からの改善のための提案	k) 部門または要員からの改善のための提案	(11) 部門または要員からの改善のための提案	k) 部門または要員からの改善のための提案	
168	十二 資源の妥当性	l) 資源の妥当性	(12) 資源の妥当性	l) 資源の妥当性	(12) 資源の妥当性	l) 資源の妥当性	
169	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（第52条第1項第4号において同じ。）。	m) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性	(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性	m) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性	(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性	m) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性
170	（マネジメントレビューの結果を受けて行う措置）	第20条（マネジメントレビューの結果を受けて行う措置）	5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置
171	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
172	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	a) 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される原子力部門の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a) 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善	a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善	a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）
173	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		b) 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b) 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
174	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源	c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源	c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
175	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化につ	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野	d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野	d) 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野	d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野	

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
		いての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)
176	五 関係法令の遵守に関する改善		e) 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善	e) 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善	e) 関係法令の遵守に関する改善
177	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 原子力安全・品質保証部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)	(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。
178	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 保安に関する組織は、 5.6.3(1) の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、(1)で決定した事項について、必要な措置を講じる。
179	第四章 資源の管理	第4章 資源の管理	6. 資源の管理	6. 資源の管理	6. 資源の管理	6. 資源の管理	6. 資源の管理
180	(資源の確保)	第21条(資源の確保)	6. 1 資源の確保	6. 1 資源の確保	6. 1 資源の確保	6. 1 資源の確保	6. 1 資源の確保
181	第二十二条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。	原子力部門は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を表3-2の6.1項、6.2項および7.1項に係る社内標準において明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、原子力部門の内部で保持すべき資源と原子力部門の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。)、これを確保し、および管理する。	保安に関する組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、および管理する。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、および管理する。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、および管理する。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。)、これを確保し、及び管理する。
182	一 要員		a) 要員	(1) 要員	a) 要員	(1) 要員	a) 要員
183	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS Q 9001の「インフラストラクチャ」をいう。)	b) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系	(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	b) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)	(2) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系(インフラストラクチャ)	b) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系(インフラストラクチャ)
184	三 作業環境	3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	c) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	c) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	c) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)
185	四 その他必要な資源		d) その他必要な資源	(4) その他必要な資源	d) その他必要な資源	(4) その他必要な資源	d) その他必要な資源
186	(要員の力量の確保及び教育訓練)	第22条(要員の力量の確保及び教育訓練)	6. 2 要員の力量の確保および教育訓練	6. 2 要員の力量の確保及び教育訓練	6. 2 要員の力量の確保および教育訓練	6. 2 要員の力量の確保および教育訓練	6. 2 要員の力量の確保及び教育訓練
187	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下、「力量」という。また、力量には、原子力部門が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。	(1) 原子力部門は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下、「力量」という。また、力量には、原子力部門が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。	(1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下、「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下、「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下、「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下、「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。
188	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-2の5.4項および6.2項に係る社内標準を確立し、次に掲げる業務を行う。	(2) 保安に関する組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて社内規定を定め、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を「力量設定管理要項」に定め、実施する。
189	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。	a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。	a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
190	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
191	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 6.2(2)bに基づく措置の実効性を評価すること。	c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること
192	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d) 要員が自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d) 要員が自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d) 要員が自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること
193	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
194	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
195	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
196	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること
197	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施
198	(個別業務に必要なプロセスの計画)	第23条(個別業務に必要なプロセスの計画)	7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画
199	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	(1) 原子力部門は、表3-1の4.2.3項および表3-2の7.1項に係る社内標準に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。	(1) 組織 は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する各種手順書類を含む。)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。	(1) 組織 は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。	(1) 組織 は、表203-1(3)の7.1に係る二次文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。	(1) 組織 は、表203-1(3)の7.1に係る二次文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。
200	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(2) 原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。	(2) 組織 は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。	(2) 組織 は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。	(2) 組織 は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。	(2) 組織 は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。
201	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3) 原子力部門は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行っており、次に掲げる事項を明確にする。	(3) 組織 は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行っており、次に掲げる事項を明確にする。	(3) 組織 は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行っており、次に掲げる事項を明確にする。	(3) 組織 は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行っており、次に掲げる事項を明確にする。	(3) 組織 は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行っており、次に掲げる事項を明確にする。
202	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	(第13条再掲) 2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。)。	a) 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)	a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)	a) 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)	a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)	a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
203		・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価		(a) 当該策定又は変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価			
204		・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置		(b) 当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置			
205	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		b) 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項	b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項	b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項
206	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		c) 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源	c) 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源	c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源
207	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準		d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合	d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合	d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合	d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
	「準」という。)		否判定基準」という。)	定基準」という。)	否判定基準」という。)	否判定基準」という。)	定基準」という。)
208	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		e) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4.2.4 参照)	e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
209	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	(4) 保安に関する組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。
210			7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス
211	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)		7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項
212	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	保安に関する組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。
213	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		a) 原子力部門の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項	(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項	(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項	a) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
214	二 関係法令		b) 関係法令	(2) 関係法令	b) 関係法令	(2) 関係法令	b) 関係法令
215	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		c) a)およびb)に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項	(3) 7.2.1(1)及び(2)に掲げるもののほか、保安に関する組織が必要とする要求事項	c) a)およびb)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	(3) (1)および(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c) a)及びb)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項
216	(個別業務等要求事項の審査)		7. 2. 2 個別業務等要求事項の審査	7. 2. 2 個別業務等要求事項の審査	7. 2. 2 個別業務等要求事項の審査	7. 2. 2 個別業務等要求事項の審査	7. 2. 2 個別業務等要求事項の審査
217	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(1) 原子力部門は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 保安に関する組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査(以下、「レビュー」という。)を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
218	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 保安に関する組織は、7.2.2(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、個別業務等要求事項のレビューを実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。
219	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。
220	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が明示されていること。		b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が明示されていること。	b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が明示されていること。	b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が明示されていること。	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が明示されていること。	b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が明示されていること。
221	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c) 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 保安に関する組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
222	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 保安に関する組織は、7.2.2(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、(1)のレビューの結果の記録および当該レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
223	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。		(4) 原子力部門は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。
224	(組織の外部の者との情報の伝達等)	第26条(組織の外部の者との情報の伝達等)	7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等	7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等	7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等	7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等	7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等
225	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達等	1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達等」	原子力部門は、原子力部門の外部の者からの情報の収集および原子力部門の外部の者への情報の伝達のため、次の	保安に関する組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のため、次の	組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のため、実効	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事	

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）
	情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。	伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表3-2の7、2、3項に係る社内標準で明確に定め、これを実施する。	ために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。これには、次の事項を含む。	事項を含む、実効性のある方法を社内規定で明確に定め、これを実施する。	性のある方法を明確に定め、これを実施する。これには次の事項を含む。	項を含む、実効性のある方法を「外部コミュニケーション要項」に明確に定め、これを実施する。
226	・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a) 原子力部門の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
227	・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b) 予期せぬ事態における原子力部門の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
228	・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c) 原子力の安全に関連する必要な情報を原子力部門の外部の者に確実に提供する方法	(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
229	・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d) 原子力の安全に関連する原子力部門の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法
230		7. 3 設計開発	7.3 設計開発	7. 3 設計開発	7. 3 設計開発	7. 3 設計開発	7. 3 設計開発
231			原子力部門は、表3-2の7、3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。		組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。	組織は、原子炉施設において用いるための設計開発（以下、「設計」という。）の管理について、「原子力設計管理マニュアル」および「泊発電所設計管理要領」に定め、これに従い次の事項を実施する。	組織は、次の事項を「設計管理要項」に定め、実施する。
232（設計開発計画）	第27条（設計開発計画）	7. 3. 1 設計開発計画	7. 3. 1. 設計開発計画	7. 3. 1 設計開発計画	7. 3. 1 設計の計画	7. 3. 1 設計開発計画	7. 3. 1 設計開発計画
233	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。	(1) 原子力部門は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c）の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。 ととともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。 また、設計開発計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c）の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。	(1) 保安に関する組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c）の事項を考慮して行うものを含む。）とともに、設計開発を管理する。 この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計を開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。	(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c）の事項を考慮して行うものを含む。）とともに、設計を開発を管理する。 この設計には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計を開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。	(1) 組織は、設計（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、「設計開発計画」という。）を策定する（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c）の事項を考慮して行うものを含む。）とともに、設計を開発を管理する。 この設計には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計を開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。	(1) 組織は、設計（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、「設計開発計画」という。）を策定する（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c）の事項を考慮して行うものを含む。）とともに、設計を開発を管理する。 この設計には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計を開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。
234	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 保安に関する組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 組織は、設計の計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
235	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a) 設計開発の性質、期間および複雑さの程度	a) 設計開発の性質、期間および複雑さの程度	a) 設計開発の性質、期間および複雑さの程度	a) 設計開発の性質、期間および複雑さの程度	a) 設計開発の性質、期間および複雑さの程度
236	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制	b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制	b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制	b) 設計開発の各段階における適切なレビュー、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制	b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制
237	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		c) 設計開発に係る部門および要員の責任および権限	c) 設計開発に係る部門および要員の責任および権限	c) 設計開発に係る部門および要員の責任および権限	c) 設計に係る部門および要員の責任および権限	c) 設計開発に係る部門および要員の責任および権限
238	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		d) 設計開発に必要な原子力部門の内部および外部の資源	d) 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源	d) 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源	d) 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源	d) 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源
239	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達並びに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3) 保安に関する組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
240	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 保安に関する組織 は、 7.3.1(1)に基づき策定した 設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 組織 は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 組織 は、(1)により策定された設計の計画を、設計の進行に応じて適切に変更する。	(4) 組織 は、(1)の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。
241	(設計開発に用いる情報)		7. 3. 2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	7. 3. 2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計 に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報
242	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 保安に関する組織 は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織 は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織 は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 (4.2.4 参照)	(1) 組織 は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
243	一 機能及び性能に係る要求事項		a) 機能および性能に係る要求事項	a. 機能及び性能に係る要求事項	a) 機能および性能に係る要求事項	a. 機能および性能に係る要求事項	a) 機能及び性能に係る要求事項
244	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
245	三 関係法令		c) 関係法令	c. 関係法令	c) 関係法令	c) 関係法令	c) 関係法令
246	四 その他設計開発に必要な要求事項		d) その他設計開発に必要な要求事項	d. その他設計開発に必要な要求事項	d) その他設計開発に必要な要求事項	d) その他設計開発に必要な要求事項	d) その他設計開発に必要な要求事項
247	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2) 保安に関する組織 は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2) 組織 は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2) 組織 は、 設計 に用いる情報について、その妥当性を レビュー し、承認する。	(2) 組織 は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。
248	(設計開発の結果に係る情報)	第29条(設計開発の結果に係る情報)	7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計 の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報
249	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(1) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 保安に関する組織 は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 組織 は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 組織 は、 設計 の結果に係る情報を、 設計 に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 組織 は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
250	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 保安に関する組織 は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 組織 は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 組織 は、 設計 の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を「原子力文書管理マニュアル」または「泊発電所文書管理制度要領」に基づき承認する。	(2) 組織 は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
251	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 保安に関する組織 は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織 は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織 は、設計の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織 は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
252	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。	a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。	a. 設計 に係る個別業務等要求事項に適合するものである。	a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。
253	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		b) 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b. 調達、機器等の使用 及び 個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。	b) 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。	b. 調達、機器等の使用 及び 個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。	b) 調達、機器等の使用 及び 個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。
254	三 合否判定基準を含むものであること。		c) 合否判定基準を含むものであること。	c. 合否判定基準を含むものである。	c) 合否判定基準を含むものである。	c. 合否判定基準を含むものである。	c) 合否判定基準を含むものである。
255	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。	d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。	d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。	d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。
256	(設計開発レビュー)		7. 3. 4 設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー	7. 3. 4 設計開発レビュー	7.3.4 設計 のレビュー	7.3.4 設計開発レビュー
257	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下、「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		(1) 原子力部門は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下、「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1) 保安に関する組織 は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下、「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1) 組織 は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下、「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1) 組織 は、設計開発の適切な段階において、設計の計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下、「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1) 組織 は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下、「設計開発レビュー」という。)を実施する。
258	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について		a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性につ	a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性につ	a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性につ	a. 設計 の結果の個別業務等要求事項への適合性について	a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）
	評価すること。		いて評価すること。	いて評価する。	いて評価すること。	評価する。	いて評価すること
259	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b) 設計に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な処置を提案すること。	b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること
260	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならぬ。		(2) 原子力部門は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。	(2) 保安 に関する組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	(2) 組織 は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。	(2) 組織 は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計に係る専門家を参加させる。	(2) 組織 は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。
261	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 保安 に関する組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織 は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織 は、設計のレビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)	(3) 組織 は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
262	（設計開発の検証）	第31条（設計開発の検証）	7. 3. 5 設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証	7. 3. 5 設計開発の検証	7.3.5 設計の検証	7.3.5 設計開発の検証
263	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	(1) 原子力部門は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。	(1) 組織 は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(この検証には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。	(1) 組織 は、設計の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計の計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。	(1) 組織 は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計の計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。	(1) 組織 は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計の計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。
264	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発の検証の結果の記録、および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 保安 に関する組織は、7.3.5(1)に基づき検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織 は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織 は、設計の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)	(2) 組織 は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
265	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		(3) 原子力部門は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3) 保安 に関する組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3) 組織 は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3) 組織 は、当該設計を行った要員に当該設計の検証をさせない。	(3) 組織 は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。
266	（設計開発の妥当性確認）	第32条（設計開発の妥当性確認）	7. 3. 6 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認	7. 3. 6 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認
267	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならないには、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	1 第1項に規定する「当該設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1) 原子力部門は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む）。	(1) 保安 に関する組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（この設計開発妥当性確認には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む）。	(1) 組織 は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む）。	(1) 組織 は、設計の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計の計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む）。	(1) 組織 は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計の計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む）。
268	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(2) 原子力部門は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2) 保安 に関する組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了させる。	(2) 組織 は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計の妥当性確認を完了する。	(2) 組織 は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2) 組織 は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
269	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 保安 に関する組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織 は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)	(3) 組織 は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織 は、設計開発妥当性確認の結果の記録、及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
270	（設計開発の変更の管理）		7. 3. 7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7. 3. 7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計の変更管理	7.3.7 設計開発の変更の管理

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）
271	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようになるとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1) 原子力部門は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 保安に関する組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照)	(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
272	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発の変更を行うにあたり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 保安に関する組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。
273	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行わなければならぬ。		(3) 原子力部門は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。	(3) 保安に関する組織は、7.3.7(2)に基づく審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。	(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。	(3) 組織は、(2)の設計の変更のレビューにおいて、設計の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。	(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
274	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4) 原子力部門は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 保安に関する組織は、7.3.7(2)に基づく審査、検証及び妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、(2)の設計の変更のレビューにおいて、設計の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。	(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録並びにその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
275		7. 4 調達	7. 4 調達	7. 4 調達	7. 4 調達	7. 4 調達	7. 4 調達
276		原子力部門は、表3-2の7.4項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。		組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。	組織は、次的事項を「原子力調達管理マニュアル」および「泊発電所調達管理要領」に定め、これに従い調達管理を実施する。	組織は、次的事項を「調達管理要項」に定め、実施する。	組織は、次的事項を「調達管理要項」に定め、実施する。
277	（調達プロセス）	第34条（調達プロセス）	7. 4. 1 調達プロセス	7. 4. 1 調達プロセス	7. 4. 1 調達プロセス	7. 4. 1 調達プロセス	7. 4. 1 調達プロセス
278	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。		(1) 原子力部門は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。	(1) 保安に関する組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。	(1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。	(1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。	(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。
279	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）を定めなければならない。	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書で明確に定めることを含む。 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）を定める。これと程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を原子力部門の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書で明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給	(2) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書で明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書で明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書で明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）を定める。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）を定める。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）
		者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。					
280	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		(3) 原子力部門は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 保安に関する組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
281	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(4) 原子力部門は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。	(4) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。	(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。	(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
282	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(5) 原子力部門は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5) 保安に関する組織は、7.4.1(3)に基づき評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照)	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
283	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定めなければならない。		(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	(6) 保安に関する組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。
284	（調達物品等要求事項）	第35条（調達物品等要求事項）	7. 4. 2 調達物品等要求事項	7. 4. 2 調達物品等要求事項	7. 4. 2 調達物品等要求事項	7. 4. 2 調達物品等要求事項	7. 4. 2 調達物品等要求事項
285	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		(1) 原子力部門は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1) 保安に関する組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
286	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a) 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項	a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a) 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項	a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
287	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
288	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
289	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項	d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項	d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項	d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項	d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項
290	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項	e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項	e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項	e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
291	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
292	七 その他調達物品等に必要な要求事項		g) その他調達物品等に必要な要求事項	g) その他調達物品等に必要な要求事項	g) その他調達物品等に必要な要求事項	g) その他調達物品等に必要な要求事項	g) その他調達物品等に必要な要求事項
293	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの	(2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者の工場等に	(2) 保安に関する組織は、調達物品等要求事項として、当該組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
	の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含めなければならない。	確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	おいて使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
294	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。	(3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認し、「原子力文書管理マニュアル」または「泊発電所文書管理要領」に基づき承認を行う。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
295	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。	(4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 保安に関する組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
296	(調達物品等の検証)	7. 4. 3 調達物品等の検証	7. 4. 3 調達物品等の検証	7. 4. 3 調達物品等の検証	7. 4. 3 調達物品等の検証	7. 4. 3 調達物品等の検証	7. 4. 3 調達物品等の検証
297	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。	(1) 原子力部門は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 保安に関する組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
298	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。	(2) 原子力部門は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。
299		7. 5 個別業務の管理	7. 5 個別業務の実施	7. 5 個別業務の管理	7. 5 個別業務の管理	7. 5 個別業務の管理	7. 5 個別業務の管理
300	(個別業務の管理)	第37条(個別業務の管理)	7. 5. 1 個別業務の管理	7. 5. 1 個別業務の管理	7. 5. 1 個別業務の管理	7. 5. 1 個別業務の管理	7. 5. 1 個別業務の管理
301	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。	原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	保安に関する組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。
302	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。	a) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性、および、当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にあること。	(1) 原子炉施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にある。	a) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性、および、当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にあること。	(1) 原子炉施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にある。	a) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性)が利用できる体制にあること。
303		・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性		a. 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性		a. 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性	
304		・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果		b. 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果		b. 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	
305	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。	b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。	b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
306	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	(3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。	c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	(3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。	c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
307	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。	d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。	d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
308	五 第四十七条の規定に基づき監		e) 8. 2. 3 項に基づき監視	(5) 8. 2. 3に基づき監視測定を実	e) 8. 2. 3に基づき監視測定を実	(5) 8. 2. 3に基づき監視測定を実	e) 8. 2. 3に基づき監視測定を実

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
	視測定を実施していること。		測定を実施していること。	施している。	実施していること。	実施している。	施していること
309	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	(6) 品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。	f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。
310	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	第38条(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認
311	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(1) 原子力部門は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織 は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織 は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織 は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織 は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。
312	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 保安に関する組織 は、7.5.2(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、7.5.2(1)に基づく妥当性確認によって実証する。	(2) 組織 は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織 は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織 は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。
313	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 保安に関する組織 は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織 は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織 は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)	(3) 組織 は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
314	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。		(4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 保安に関する組織 は、7.5.2(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織 は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織 は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織 は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。
315	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a) 当該プロセスの審査および承認のための判定基準	a) 当該プロセスの審査および承認のための判定基準	a) 当該プロセスの審査および承認のための判定基準	a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
316	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b) 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法	b) 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法	b) 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法	b) 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法	b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
317	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を行なう定期的な再確認を含む。)	c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法	c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法	c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法	c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法	c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法
318	(識別管理)	第39条(識別管理)	7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保
319	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(1) 原子力部門は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 保安に関する組織 は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織 は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織 は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織 は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。
320	(トレーサビリティの確保)						
321	第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。		(2) 原子力部門は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 保安に関する組織 は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 組織 は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 組織 は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。(4.2.4 参照)	(2) 組織 は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。
322	(組織の外部の者の物品)	第41条(組織の外部の者の物品)	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）
323	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ記録を作成し、これを管理しなければならない。	品)	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q 9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。	原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品（JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	保安に関する組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）
324	（調達物品の管理）		7. 5. 5 調達物品の管理	7. 5. 5 調達物品の管理	7. 5. 5 調達物品の管理	7. 5. 5 調達物品の管理	7. 5. 5 調達物品の管理
325	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。		(1) 原子力部門は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。	保安に関する組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。	(1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。
326			(2) 原子力部門は、調達物品の管理に係る事項について、表3-2の7. 5. 5項に係る社内標準を確立する。		(2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、社内規定に定める。		
327	（監視測定のための設備の管理）	第43条（監視測定のための設備の管理）	7. 6 監視測定のための設備の管理	7. 6 監視測定のための設備の管理	7. 6 監視測定のための設備の管理	7. 6 監視測定のための設備の管理	7. 6 監視測定のための設備の管理
328	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		(1) 原子力部門は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を表3-2の7. 1項、7. 6項、および8. 2. 4項に係る社内標準において明確に定める。	(1) 保安に関する組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を社内規定において明確に定める。	(1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
329	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、表3-2の7. 1項に係る社内標準において確立し、実施する。	(2) 保安に関する組織は、7.6(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を社内規定に定め、実施する。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
330	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 原子力部門は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 保安に関する組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
331	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	a) あらかじめ定められた間隔（7. 1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正または検証がなされていること。	a) あらかじめ定められた間隔（7. 1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされている。	a) あらかじめ定められた間隔（7. 1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。	a) あらかじめ定められた間隔（7. 1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。	a) あらかじめ定められた間隔（7. 1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。
332	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
333	三 所要の調整がなされていること。		c) 所要の調整がなされていること。	c) 所要の調整がなされていること。	c) 所要の調整がなされていること。	c) 所要の調整がなされていること。	c) 所要の調整がなされていること。
334	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
335	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
336	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録す		(4) 原子力部門は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録す	(4) 保安に関する組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録す	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録す	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録す	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録す

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）
337	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(5) 原子力部門は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。	(5) 保安に関する組織は、 7.6(4) に示す不適合が判明した場合において、当該監視測定のための設備及び 7.6(4) の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。	(4.2.4参照)	(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
338	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(6) 原子力部門は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6) 保安に関する組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(4.2.4参照)	(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
339	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(7) 原子力部門は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意団したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 保安に関する組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意団したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意団したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意団したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意団したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。
340	第六章 評価及び改善	第6章 評価及び改善	8. 評価および改善	8. 評価及び改善	8. 評価および改善	8. 評価および改善	8. 評価及び改善
341	(監視測定、分析、評価及び改善)	第44条（監視測定、分析、評価及び改善）	8. 1 監視測定、分析、評価および改善	8. 1 監視測定、分析、評価および改善	8. 1 監視測定、分析、評価および改善	8. 1 監視測定、分析、評価及び改善	8. 1 監視測定、分析、評価及び改善
342	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1) 原子力部門は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、原子力部門が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。	(1) 保安に関する組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。
343	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(2) 原子力部門は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう）。	(2) 保安に関する組織は、要員が 8.1(1) の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）。
344	345 (組織の外部の者の意見)	第45条（組織の外部の者の意見）	8. 2 監視および測定	8. 2 監視測定	8. 2 監視および測定	8. 2 監視および測定	8. 2 監視及び測定
346	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	(1) 原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する原子力部門の外部の者の意見を把握する。	(1) 保安に関する組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
347	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表3-2の8. 2. 1項に係る社内標準に定める。	(2) 保安に関する組織は、 8.2.1(1) に基づく意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を社内規定に明確に定める。	(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を「外部コミュニケーション要項」に定め、実施する。
348	349 (内部監査)	第46条（内部監査）	8. 2. 2 内部監査	8. 2. 2 内部監査	8. 2. 2 内部監査	8. 2. 2 内部監査	8. 2. 2 内部監査
349	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1) 監査部門は、客観的な評価を行う部門として、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。
350	一 この規則の規定に基づく品質		a) 本品質マネジメントシステ	a. 品質マネジメントシステ	a) 本品質マネジメントシステ	a. 本品質マネジメントシステ	a) 本品質マネジメントシステ

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
	マネジメントシステムに係る要求事項		ム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	ム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	ム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	ム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	ム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
351	二 実効性のある実施及び実効性の維持		b) 実効性のある実施および実効性の維持	b) 実効性のある実施 及び 実効性の維持	b) 実効性のある実施および実効性の維持	b) 実効性のある実施および実効性の維持	b) 実効性のある実施 及び 実効性の維持
352	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(2) 原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。	(2) 監査部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法 及び 責任を定める。	(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。	(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。	(2) 監査部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法 及び 責任を定める。
353	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(3) 原子力部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下、「領域」という。)の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下、「内部監査実施計画」という。)を策定し、 及び 実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 監査部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態 及び 重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、 及び 実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態 及び 重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、 および 実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態 及び 重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、 及び 実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 監査部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態 及び 重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、 及び 実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
354	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(4) 原子力部門は、内部監査を行う要員(以下、「内部監査員」という。)の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。	(4) 監査部門は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定 及び 内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。	(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。	(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下、「内部監査員」という。)の選定 および 内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。	(4) 監査部門は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定 及び 内部監査の実施においては、客観性 及び 公平性を確保する。
355	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。		(5) 原子力部門は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監査部門は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監査部門は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
356	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならぬ。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告並びに記録の作成および管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を、表3-1の8、2、2項に係る社内標準に定める。	(6) 監査部門は、内部監査実施計画の策定 及び 実施 並びに 内部監査結果の報告 並びに 記録の作成 及び 管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を「原子力内部監査要則」に定める。	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を「内部監査規定期定」に定める。	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施 並びに 内部監査結果の報告 並びに 記録の作成 及び 管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を「原子力監査マニュアル」に定める。	(6) 監査部門は、内部監査実施計画の策定 及び 実施 並びに 内部監査結果の報告 並びに 記録の作成 及び 管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を「内部監査要項」に定め、実施する。
357	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(7) 原子力部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
358	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告せねばならない。		(8) 原子力部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告せん。	(8) 監査部門は、不適合が発見された場合には、 8.2.2(7)に基づく 通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置 及び 是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告せん。	(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告せん。	(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置 及び 是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告せん。	(8) 監査部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置 及び 是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告せん。
359	(プロセスの監視測定)	第47条(プロセスの監視測定)	8. 2. 3 プロセスの監視測定	8. 2. 3 プロセスの監視測定	8. 2. 3 プロセスの監視測定	8. 2. 3 プロセスの監視測定	8. 2. 3 プロセスの監視測定
360	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならぬ。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。	(1) 原子力部門は、プロセスの監視測定(対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行なう場合においては、当該プロセスの監視測定に見合つよう次の事項を含む方法により、これを行なう。監視測定の方法には次の事項	(1) 保安に関する組織は、プロセスの監視測定を行なう場合においては、当該プロセスの監視測定に見合つよう次の事項を含む方法により、これを行なう。この監視測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行なう場合においては、当該プロセスの監視測定に見合つよう方法によりこれを行なう。監視測定の方法には次の事項	(1) 組織は、プロセスの監視測定(対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行なう場合においては、当該プロセスの監視測定に見合つよう方法によりこれを行なう。監視測定の方法には次の事項	(1) 組織は、プロセスの監視測定(対象には、機器等 及び 保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行なう場合においては、当該プロセスの監視測定に見合つよう方法によりこれを行なう。監視測定の方法には次の事項	(1) 組織は、プロセスの監視測定(対象には、機器等 及び 保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行なう場合においては、当該プロセスの監視測定に見合つよう方法によりこれを行なう。監視測定の方法には次の事項

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）	
361		・監視測定の実施時期	項を含む。	情報を含む。	を含む。	を含む。	を含む。	
362		・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	a) 監視測定の実施時期 b) 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期	a. 監視測定の実施時期 b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期	a) 監視測定の実施時期 b) 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期	a. 監視測定の実施時期 b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法ならびに時期	a) 監視測定の実施時期 b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法ならびに時期	
363	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 保安に関する組織は、8.2.3(1)に基づく監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標（PI : Performance Indicator）を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	
364	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることを実証しなければならない。		(3) 原子力部門は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 保安に関する組織は、8.2.3(1)に基づく方法により、プロセスが 5.4.2(1) 及び 7.1(1) の計画に定めた結果を得できることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1) および 7.1(1) の計画に定めた結果を得できることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1) および 7.1(1) の計画に定めた結果を得できることを実証する。	(3) 組織は(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1) 及び 7.1(1) の計画に定めた結果を得ることを実証する。	
365	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(4) 原子力部門は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 保安に関する組織は、8.2.3(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	
366	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		(5) 原子力部門は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 保安に関する組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得できることをできない場合または当該結果を得できることをできないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得できることをできない場合又は当該結果を得できることをできないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得できることをできない場合又は当該結果を得できることをできないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	
367	(機器等の検査等)	第48条（機器等の検査等）	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	
368	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。	（第19条再掲） 3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自動的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう（第48条において同じ。）。	(1) 原子力部門は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力部門が使用前事業者検査等のほかに自動的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。	(1) 保安に関する組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、「試験・検査管理マニュアル」、「泊発電所試験および検査の管理要領」および「泊発電所検査・試験要員の独立の程度に係る運用要領」を定め、これに従い次の事項を実施する。	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、「試験・検査管理要領」を定め、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。
369	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(2) 原子力部門は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。	(2) 保安に関する組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。	
370	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3) 保安に関する組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	
371	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了する		(4) 原子力部門は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完	(4) 保安に関する組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完	(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完	(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完	(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完	

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
	く完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない。	るまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない。	までは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
372	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修・取替え・改造等）又は点検に専任していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。	(5) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 (6) 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 (7) 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。	(5) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。
373	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。		(6) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等	(6) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第205条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
			を実施できる状況にあることをいう。)をいう。)を確保する。				を実施できる状況にあることをいう。)をいう。)を確保する。
374	(不適合の管理)	第49条(不適合の管理)	8. 3 不適合の管理	8. 3 不適合の管理	8. 3 不適合の管理	8. 3 不適合の管理	8. 3 不適合の管理
375	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)	(1) 組織 は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	(1) 組織 は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)	(1) 組織 は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	(1) 組織 は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)
376	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する責任と権限を手順書等に定めなければならない。	(2) 原子力部門は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)ならびにそれに関連する責任と権限を、表3-1の8. 3項に係る社内標準に定める。	(2) 組織 は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)ならびにそれに関連する責任と権限を、「 不適合管理基準 」、「改善措置活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。	(2) 組織 は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)ならびにそれに関連する責任と権限を、「 社内規定 」に定める。	(2) 組織 は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)ならびにそれに関連する責任と権限を、「 原子力改善措置活動管理マニュアル 」、「 泊発電所改善措置活動管理要領 」および「 原子力監査マニュアル 」に定める。	(2) 組織 は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)ならびにそれに関連する責任と権限を、「 是正処置プログラム管理要項 」に定め、実施する。
377	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(3) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 組織 は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 組織 は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 組織 は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 組織 は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
378	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
379	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)。		b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)。	b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)。	b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)。	b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)。	b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)
380	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
381	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
382	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4) 原子力部門は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織 は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織 は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織 は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織 は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。
383	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		(5) 原子力部門は、(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5) 組織 は、(3)a)に基づく措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5) 組織 は、(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5) 組織 は、(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5) 組織 は、(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
384			(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上に役立てる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6) 組織 は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準を「品質保証基準」に定め、該当する不適合を、公開のデータベースである「ニューシア」に登録する。	(6) 組織 は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準を「泊発電所トラブル対応マニュアル」に定め、その基準に従い不適合の内容をニューシアへ登録することにより情報の公開を行う。	(6) 組織 は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定めた「是正処置プログラム管理要項」に従って、不適合の内容をニューシアへ登録することを含め、情報の公開を行う。	(6) 組織 は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定めた「是正処置プログラム管理要項」に従って、不適合の内容をニューシアへ登録することを含め、情報の公開を行う。
385	(データの分析及び評価)	第50条(データの分析及び評価)	8. 4 データの分析および評価	8. 4 データの分析および評価	8. 4 データの分析および評価	8. 4 データの分析および評価	8. 4 データの分析及び評価

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	九州 第3条（案）	四国 第3条（案）	北海道 第3条（案）	原電 第203条（案）
386	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムが実効性のある改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、表3-2の8、4項に係る社内標準において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。	(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、社内規定において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、社内規定において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、「データ分析要項」を定め、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、「データ分析要項」を定め、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。
387	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(2) 原子力部門は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2) 保安に関する組織は、8.4(1)に基づくデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。
388	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		a) 原子力部門の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見	a) 保安に関する組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a) 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見	a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見 (8.2.1 参照)	a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
389	二 個別業務等要求事項への適合性		b) 個別業務等要求事項への適合性	b) 個別業務等要求事項への適合性	b) 個別業務等要求事項への適合性	b. 個別業務等要求事項への適合性 (8.2.3 および 8.2.4 参照)	b) 個別業務等要求事項への適合性
390	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	c) 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等及びプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）	c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）	c) 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）	c) 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等及びプロセスの特性並びに傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。） (8.2.3 および 8.2.4 参照)	c) 機器等及びプロセスの特性並びに傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等及びプロセスの特性並びに傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）
391	四 調達物品等の供給者の供給能力		d) 調達物品等の供給者の供給能力	d) 調達物品等の供給者の供給能力	d) 調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力 (7.4 参照)	d) 調達物品等の供給者の供給能力
392		8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善
393	（継続的な改善）	第51条（継続的な改善）	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善
394	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性向上させるための継続的な活動をいう。)を行ったために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	原子力部門は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性向上させるための継続的な活動をいう。)を行ったために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性向上させるための継続的な活動をいう。)を行ったために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性向上させるための継続的な活動をいう。)を行ったために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性向上させるための継続的な活動をいう。)を行ったために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性向上させるための継続的な活動をいう。)を行ったために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。
395	（是正処置等）	第52条（是正処置等）	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等
396	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 原子力部門は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 保安に関する組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
397	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。	a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。	a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。	a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。	a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
398	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。	(a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集および整理、ならびに、技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。)および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集および整理、ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集および整理、ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。)および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集および整理、ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。)および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集および整理、ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)
399	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
400	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。	b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。	b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。	b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。	b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。
401	三 講じた全てのは正処置の実効性の評価を行うこと。		c) 講じた全てのは正処置の実効性の評価を行う。	c) 講じた全てのは正処置の実効性の評価を行う。	c) 講じた全てのは正処置の実効性の評価(有効性のレビュー)を行う。	c) 講じた全てのは正処置の実効性の評価(有効性のレビュー)を行う。	c) 講じた全てのは正処置の実効性の評価を行う。
402	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	(第19条再掲) 6 第1.3号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。)。	d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。	d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。	d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。	d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。	d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。
403	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。		e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。	e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。	e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。	e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。	e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。
404	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、表3-1の8.5.2項および8.5.3項に係る社内標準に確立し、実施する。	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、表3-1の8.5.2項および8.5.3項に係る社内標準に確立し、実施する。	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、表3-1の8.5.2項および8.5.3項に係る社内標準に確立し、実施する。	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、表3-1の8.5.2項および8.5.3項に係る社内標準に確立し、実施する。	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、「根本原因分析実施要項」に定め、実施する。
405	七 講じた全てのは正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		g) 講じた全てのは正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。	g) 講じた全てのは正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。	g) 講じた全てのは正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。	g) 講じた全てのは正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参考)	g) 講じた全てのは正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。
406	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8.5.2項および8.5.3項に係る社内標準に定める。	(2) 保安に関する組織は、8.5.2(1)に掲げる事項について「不適合管理基準」、「改善措置活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に、根本原因分析に係る要求事項を「根本原因分析実施基準」に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、社内規定に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「原子力改善措置活動管理マニュアル」、「泊発電所改善措置活動管理要領」および「原子力監査マニュアル」に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項のうちf)を除き、「是正処置プログラム管理要項」に定め、実施する。
407	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる((1)のうち、必要なものについて実施することをいう)。	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	(3) 原子力部門は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる((1)のうち、必要なものについて実施することをいう)。	(3) 原子力部門は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる((1)のうち、必要なものについて実施することをいう)。	(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる((1)のうち、必要なものについて実施することをいう)。	(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる((1)のうち、必要なものについて実施することをいう)。
408	(未然防止処置)	第53条(未然防止処置)	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	九州 第3条(案)	四国 第3条(案)	北海道 第3条(案)	原電 第203条(案)
409	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。	1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	(1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(PWR事業者連絡会を取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	(1) 保安に関する組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(PWR事業者連絡会を取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(PWR事業者連絡会を取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(PWR事業者連絡会を取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(PWR事業者連絡会を取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。
410	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		a) 起こり得る不適合およびその原因について調査する。	a) 起こり得る不適合およびその原因について調査する。	a) 起こり得る不適合およびその原因について調査する。	a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。	a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。
411	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。	b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。	b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。	b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。	b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。
412	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。	c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。	c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。	c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。	c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。
413	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。	d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。	d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。	d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価(有効性のレビュー)を行う。	d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。
414	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		e) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。	e) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。	e) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。	e) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)	e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。
415	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8.5.3項に係る社内標準に定める。	(2) 保安に関する組織は、8.5.3(1)に掲げる事項について「未然防止処置基準」、「改善措置活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、社内規定に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「原子力トラブル情報検討マニュアル」、「泊発電所トラブル情報検討要領」および「原子力監査マニュアル」に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「是正処置プログラム管理要項」に定め、実施する。
416	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制) 第五十四条 使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 個別業務に關し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。 二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 2 使用者は、前項に規定する措置に關し、原子力の安全を確保することとの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	第7章 使用者に関する特例 第54条(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	—	—	—	—	—
	1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。						